平成２７年（フ）第１３３号
仙台市青葉区川平５丁目13番２－502号
債務者　壱岐　大輔
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
仙台市青葉区川平５丁目13番２－502号
債務者　壱岐　恵里
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
宮城県宮城郡松島町桜渡戸字真言16番地の３
債務者　佐々木　崇
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
宮城県黒川郡富谷町太子堂１丁目20番25号
債務者　庄子美保子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
仙台市宮城野区宮城野２丁目７番48号　第２黄葉荘103、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字上柴崎83番地　アートグレイスⅠ201
債務者　一戸由美子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
茨城県日立市東大沼町１丁目18番22号
債務者　仲田喜代子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２９号
茨城県日立市十王町友部1178番地４
債務者　菊地　四平
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第４３号
長野県東御市滋野乙1675番地４
債務者　小林徳一郎
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２１２号
神戸市北区大原２丁目５番地の10
債務者　神田　政明
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２１号
福岡市早良区百道浜２丁目１番22号
破産者　株式会社Ｆｒｅｓｈ　Ｓｔｏｒｅ
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２８号
栃木県宇都宮市石井町2983番地76
破産者　佐藤　敬一
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２７号
山梨県南巨摩郡身延町身延3816番地
破産者　株式会社佐野工務店
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
福岡市東区舞松原２丁目11番８号上田ビル102号
破産者　有限会社エコ・ファースト
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５８号
横浜市港南区丸山台２丁目39番３号
破産者　東洋工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５２号
横浜市神奈川区羽沢町1802番地１
破産者　株式会社ベイシス学園
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７０号
川崎市宮前区東有馬３丁目19番３－105号
破産者　有限会社来々軒
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８１号
金沢市高尾南１丁目90　有料老人ホーム白寿園金沢南、住民票上の住所金沢市泉野出町３丁目１番17号
破産者　亡土田晋平相続財産（開始決定時の氏名土田晋平）
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
長野市三輪９丁目３番23号
破産者　興新工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
徳島県徳島市新浜町２丁目２番47号
破産者　株式会社三木グループ
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部